看護第二課	診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）。
医事課	医療に附帯する事務の調整に関すること。

（医療第二部の所掌事務）

第二十二条　医療第二部は、医療に関する事務（病室、診察室、手術室その他の施設における看護に関するもの及び医療に附帯する事務の調整に関するものを除く。）をつかさどる。

（医療第二部に置く課及び所掌事務）

第二十三条　医療第二部に、次の表の上欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

課の名称	所掌事務
医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること。
医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること。

（医務課等の所掌事務）

第二十四条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
栃木刑務所　和歌山刑務所　熊本刑務所　名古屋拘置所　福岡拘置所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療課	医療及び薬剤に関すること。
その他の医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）が置かれない刑務所等（島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く。）	医務課	第十八条に規定する事務

（准看護師養成部の所掌事務）

第二十五条　准看護師養成部は、准看護師の養成並びにこれに係る保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。

（国際対策室の所掌事務）

第二十六条　国際対策室は、第九条第七号に掲げる事務をつかさどる。

（国際対策室の首席矯正処遇官）

第二十七条　国際対策室に、それぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2　国際対策室に置かれる首席矯正処遇官は、前条に規定する事務をつかさどる。

（更生支援企画官の職務）

第二十八条　更生支援企画官は、命を受けて、刑務所等の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。

（所長の代理）

第二十九条　総務部長（市原青年矯正センターにあっては、次長）は、所長に事故のあるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

（支所の名称及び位置）

第三十条　刑務所等の支所の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

（支所長）

第三十一条　支所に、支所長を置く。

（支所の次長）

第三十二条　札幌刑務支所、札幌拘置支所、釧路刑務支所、福島刑務支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所、尾道刑務支所、さいたま拘置支所及び小倉拘置支所に、それぞれ次長一人を置く。

2　次長は、支所長を助け、支所の事務を整理する。

（支所に置く課及び所掌事務）

第三十三条　次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
札幌刑務支所　福島刑務支所	庶務課	一　第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二　前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療課	医療及び薬剤に関すること。
札幌拘置支所　釧路刑務支所　仙台拘置支所　宇都宮拘置支所　横須賀刑務支所　豊橋刑務支所　尾道刑務支所　横浜拘置支所　さいたま拘置支所　西条刑務支所　姫路拘置支所	庶務課	一　第五条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二　前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
水戸拘置支所　小田原拘置支所　浜松拘置支所　沼津拘置支所　岐阜拘置支所　岡崎拘置支所　滋賀拘置支所　堺支所　丸の内拘置支所　奈良拘置支所　下関拘置支所　久留米拘置支所　鹿児島拘置支所　那覇拘置支所　松戸拘置支所　尼崎拘置支所	医務課	第十八条に規定する事務

（支所の首席矯正処遇官）

第三十四条　前条に掲げる課のほか、札幌刑務支所及び福島刑務支所にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、札幌拘置支所、釧路刑務支所、仙台拘置支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所及び小倉拘置支所にそれぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2　支所の首席矯正処遇官（札幌刑務支所及び福島刑務支所に置かれるものを除く。）は、第十一条各号に掲げる事務をつかさどる。

3　札幌刑務支所及び福島刑務支所の首席矯正処遇官二人は、それぞれ企画調整担当及び矯正処遇担当とし、企画調整担当の首席矯正処遇官は第十一条第一号及び第二号に掲げる事務を、矯正処遇担当の首席矯正処遇官は同条第三号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。